

清明の防災 第8号

清明地区自主防災会
連絡協議会
(清明公民館内)
38-0043
2024年6月

6.23

清明地区総合防災訓練

今回は、福井市総合防災訓練実施に合わせて清明地区全体で、右記のとおり防災訓練を行うこととなりました。

元旦に発生した令和6年能登半島地震と同規模の大規模地震が必ずやってくると言われる中、地区内25自主防災会毎に対応しなければなりません。

誰かの助けを待つのではなく、「自分の命は自分で助ける」そして「家族を助ける」その次に「隣近所を助ける」という、『自助』『共助』『互近助』を合言葉にしたいものです。

実施内容

日時：令和6年6月23日（日）

時刻：午前8時（サイレン合図）

- 内容：① シェイクアウト訓練
② 一時避難場所への避難訓練
③ 一時避難場所での安否確認訓練
④ 指定避難所への避難訓練
⑤ 指定避難所での避難所運営訓練

※ ④・⑤は、自主防災会役員で実施
水筒又は空のPETボトルを持参下さい

『シェイクアウト訓練』とは

どんな大きな地震でも最初の数分以内の揺れに対応することが重要です。その時、「まず低く、頭を守り、動かない」という「安全確保行動1-2-3」を訓練として行うことが、シェイクアウト訓練とされています。午前8時のサイレンが地震発生の合図ですので、その瞬間、ご家族全員が「まず低く、頭を守り、動かない」訓練を行いましょう。

一時避難場所での

『安否確認訓練』

普段から、近所づきあいをしていますか？せめて向こう三軒両隣の家族数ぐらいいは教えあいたいものです。災害時、安否を確認する時に気づいてもらうことができるからです。

自治会の班ごとに安否確認情報を集計しましょう。また、自宅が損壊した場合は、指定避難所に避難することとなります。避難経路もふだんから確かめておき、経路上の被災状況も情報提供をお願いします。

一時避難場所への「避難訓練」

「安全確保行動1-2-3」の後、揺れがおさまったら、自宅の被害状況を確認めましょう。家具の倒壊や食器の散乱は大丈夫ですか？ケガをしないよう注意して外部も確認しましょう。

自宅を離れる時は、電気ブレーカーを切り、盗難等の被害を受けないよう施錠して、隣近所声かけあって、自治会指定の一時避難場所へ移動しましょう。特に高齢者・障がい者には、声かけして安否を確認めて下さい。無理をせず、可能であれば誘い合って、一時避難場所まで移動しましょう。「一時避難場所への避難訓練」です。

指定避難所は、家屋が倒壊して自宅に住めない状況になった人々が当面暮らすための場所です。断水や停電があっても自宅で雨露をしのげるようでしたら、避難所に避難する必要はありません。『在宅避難』という方法です。

災害時の各種情報の提供や、各自主防災会対象の連絡事項などの情報を発信しています。
各自主防災会の役員さんはぜひとも友だち登録してください。

